

各務原市水道事業公告第1号

入札公告

総合評価落札方式による入札後審査方式一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和8年5月25日

各務原市長 浅野 健 司

1. 入札に付する事項

(1) 契約番号	000012
(2) 工事名	緑苑配水池(外池)内面防水塗装工事
(3) 工事場所	各務原市緑苑中3丁目5番地2 緑苑配水池
(4) 工事概要	本工事は、各務原市上水道 緑苑配水池の外池の内面防水塗装工事を行うものである。 施設の概要 1) 形状 円筒形プレストレストコンクリート造 2) 経過年数 30年(1996年竣工) 3) 池寸法 外池 φ 28.2m 内池 φ 19.6m 高さ : 5.0m 4) 有効容量 外池 : 1,500 m ³ 内池 : 1,500 m ³
(5) 工期	契約締結日から令和9年3月19日まで
(6) 予定価格	事後公表(予定価格に達しないときは、再入札となる場合があります。)
(7) 低入札価格調査制度適用	有(失格判断基準 有)
(8) 設計業務等の受注者等	無
(9) その他	①本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う(以下「電子入札方式」という。)対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること(以下「紙入札方式」という。)ができる。 ②本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 ③本工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)での共同施工とする。 ④本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事(現場閉所)である。詳細は、各務原市発注の週休2日制モデル工事実施要領(令和5年8月22日決裁)を参照すること。

2. 共同企業体に関する資格要件

(1) 共同企業体の構成員数	2 とする。 その組合せは、3の代表構成員に関する資格要件を満たす者と4のその他の構成員に関する資格要件を満たす者の組合せに限る。
(2) 各構成員の出資比率の最小限度	30パーセント以上とする。
(3) その他の条件	入札公告共通事項に示すとおりとする。

3. 代表構成員に関する資格要件

(1) 必要な建設業の許可等	水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。また、水道施設工事業の許可を受けて3年以上営業をしていること。
----------------	--

(2) 事業所の所在地、業種及び客観点数等に関する条件	次のいずれかに該当すること。 ①入札公告日現在において各務原市内に本店を有するもののうち、3-(1)で定める必要な建設業の許可に係る経営事項審査の総合評定値(P)及び主観点数の合計が840点以上であること。 ②入札公告日現在において岐阜県内に本店又は契約締結権限を持つ支店、営業所等を有するもののうち、3-(1)で定める必要な建設業の許可に係る経営事項審査の総合評定値(P)及び主観点数の合計が1,000点以上であること。 ※入札公告日現在通知済の最新の経営事項審査の総合評定値による。	
(3) 施工実績に関する条件	次に掲げる同種・類似工事を元請として施工した実績を有すること。共同企業体での工事施工実績については、各構成員の出資比率で按分した額を実績として認める。	
	発注元	国、地方公共団体又は独立行政法人に限る。
	完成・引渡しの完了時期	平成23年度以降に完成・引渡しが完了しているもの
工事内容	水道施設工事で、請負代金額40,000千円以上のもの	
(4) 配置技術者に関する条件	次の要件を全て満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。 ①建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者の資格を有する者 ②本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者(ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。)	
(5) その他の条件	入札公告共通事項に示すとおりとする。	

4. その他の構成員に関する資格要件

(1) 必要な建設業の許可等	水道施設工事業に係る一般又は特定建設業の許可を受けていること。また、水道施設工事業の許可を受けて3年以上営業をしていること。
(2) 事業所の所在地、業種及び客観点数等に関する条件	入札公告日現在において各務原市内に本店を有するもののうち、4-(1)で定める必要な建設業の許可に係る経営事項審査の総合評定値(P)及び主観点数の合計が740点以上であること。 ※入札公告日現在通知済の最新の経営事項審査の総合評定値による。
(3) 配置技術者に関する条件	次の要件を全て満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。 ①建設業法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者の資格を有する者 ②本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者(ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。)
(4) その他の条件	入札公告共通事項に示すとおりとする。

5. 契約に付する事項

(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	落札者は、この工事の請負契約の締結に際しては、契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保としての有価証券等又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3) 契約書作成の要否	要

(4)前金払	可(各務原市前金払取扱要綱(昭和42年11月20日決裁)による。)
(5)部分払	無
(6)契約締結に対する議会の議決	不要

6. 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所等
(1)設計図書等の閲覧	令和8年5月25日(月)から令和8年6月4日(木)まで(市の休日を除く。) 午前8時から午後5時まで(ただし、初日にあつては午前9時から、最終日にあつては午後4時まで)	原則、電子入札システムにてダウンロードすること。
(2)質問の受付	令和8年5月25日(月)から令和8年6月4日(木)まで(市の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)(ただし、最終日にあつては、午後4時まで)	電子メール又はファクシミリにて提出する。(送信した場合は、電話により受信を確認すること。)
(3)質問に対する回答	当該質問の受付日から令和8年6月8日(月)まで	各務原市ホームページ上に掲載
(4)入札参加申請	令和8年5月25日(月)から令和8年6月9日(火)まで(市の休日を除く。) 午前8時から午後5時まで(ただし、初日にあつては午前9時から、最終日にあつては午後4時まで(必着))	電子入札システムによる。(一般競争入札参加申請書及び委任状(押印済のものに限る。)を添付ファイル(形式PDFファイル)として登録すること。) ※紙入札方式の場合は、紙入札方式参加承諾願、一般競争入札参加申請書及び委任状を郵送又は持参すること。
(5)参加資格確認結果通知	令和8年6月11日(木) 午後1時から午後4時まで	電子入札システム又はファクシミリにて通知する。
(6)入札書提出受付	令和8年6月12日(金)から令和8年6月15日(月)まで(市の休日を除く。) 午前8時から午後5時まで(ただし、初日にあつては午前9時から、最終日にあつては午後4時まで(必着))	電子入札システムにて受付 ※紙入札方式の場合は、開札日時に持参により提出
(7)開札日時	令和8年6月16日(火)午前9時00分	場所:各務原市水道事業庁舎 1階 水道総務課
(8)落札候補者の確認資料提出期限	提出の求めのあった日の翌日から起算して2日以内 (市の休日がある場合はこれを除く。)	持参による。
(9)落札決定	申請書類の提出があった日の翌日から起算して2日以内 (市の休日がある場合はこれを除く。)	電話及び電子入札システムによる。
(10)本契約日	令和8年6月29日(月)(予定)	
(11)その他	1. 入札公告共通事項に示すとおりとする。 2. 市の休日とは各務原市の休日を定める条例(平成3年条例第6号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。 3. 落札者は契約保証金の納付(保証・保険等を含む。)を本契約日までに行うこと。	

7. 総合評価落札方式に関する事項

(1)概要	「総合評価落札方式の内容」に示すとおりとする。
(2)技術提案書	各務原市ホームページ上に掲載する「技術資料の提出について」に示すとおりとする。

8. 担当課

区分	担当課名	電話番号・メールアドレス等	住所
入札担当課	各務原市 水道部 水道総務課	電話058-383-7111(直通) FAX058-371-3140 s-somu@city.kakamigahara.gifu.jp	〒504-0914 各務原市三井東町4丁目32番地 各務原市水道事業庁舎1階
工事担当課	各務原市 水道部 水道施設課	電話058-383-7116(直通) (内線4843)	〒504-0914 各務原市三井東町4丁目32番地 各務原市水道事業庁舎4階